

発表論題(和文)

環境負債をめぐる最近の動き

発表者氏名・所属(和文)

鈴木道彦 環境経営学会 環境負債研究委員会委員長

発表論題(英文)

Recent Movement about Environmental Liability

発表者氏名・所属(英文)

Michihiko Suzuki Sustainable Management Forum of Japan  
Chairman of Environmental Liability Research Committee

キーワード(4語)

環境負債、環境債務、環境基準、土壌汚染

発表要旨本文

## I. はじめに

2008年2月にスタートした環境経営学会の「環境負債研究委員会」は、緩やかに議論を拡大しながら3年が経過した。環境負債の対象としては従来から土壌汚染対策、アスベスト対策、PCB無害化、難分解性物質(放射線物質を含む)処理、廃鉱山の修復、CO<sub>2</sub>排出権取引などは環境負債の対象であると定義をしている。また環境負債とは、公表されていない重要な環境情報、あるいは将来修復に必要な多額の環境コストなど、ほぼ確実に発生する大きなリスクと考え、その情報の収集と研究を進めている。

3月11日に東日本大震災が発生し、環境負債の言葉の重さがより一層に明確になってきた。まず1点は、人体に対する化学物質および放射能などの暫定基準、環境基準、安全基準の数値に対する議論である。この基準値が変われば、環境負債額が大きく変わってくる。2点目は、地震、津波および原発事故による環境損害額あるいは環境負債額の見積である。企業の会計処理に止まらず、自治体、国レベルの会計処理である。

## II. 資産除去債務会計を取り巻く最近の動き

日本では企業会計基準委員会が公表した「資産除去債務に関する会計基準」が2010年度(2011年3月期決算)から導入され、近々多くの企業から有価証券報告書が公表されるが、既に4半期決算で多くの引当金が計上されている企業が散見される。特に電力会社の引当金は大きく、注目に値する。

## III. 環境基準などに関する法規制の議論

今回の原発の事故で環境基準、人体に影響を及ぼす基準について判り難い、あるいは厳しい逆に甘いなどの議論がある。厳密に絶対安全と言い切れる環境基準はなく、日本においては、まだまだ議論が不足していると考ええる。

土壌汚染対策基本法は、2003年2月15日施行され、その改正法は2010年4月1日施行された。一定規模(3,000m<sup>2</sup>)以上の土地の形質変更が土壌汚染対策法の対象となり、その調査及び浄化対象の土地が増えた。現実的には法律の基準値をクリアーするかしないかにより法律上、民事上の届出、係争事例が増えており、土壌浄化対策の目標についての議論が多くなっている。

## IV. 原発のコストとリスク、メリット

原発は運転中にCO<sub>2</sub>を発生しないことを長所とする発電方法であるが、2003年電気

事業連合会の発表資料によると一部再処理コストを含め1kW当たり最大6.4円と石油火力（10.2円）より割安で、石炭火力（6.5円）、LNG火力（6.4円）とほぼ同程度とある。一方2004年原子力委員会が行った試算によると、第2再生処理コストを含めると電気事業連合会のコストより高くなると発表している。しかしながら本当に環境アセスメント対策、安全対策、地域振興対策、設備の廃棄、放射性物質の廃棄などの費用がどの程度は含まれているだろうか、詳細にデータを収集する必要がある。

今回と同じようなレベルの地震に対する安全対策コスト、そして今後停止する予定の原発廃炉対策と運転停止に係る対策費用については、環境立地とは関係なく原発の場合が最も高くなると考える。正確な発電コストの比較はこれからの研究材料である。

## V. 排出権取引に置ける情報公開

京都議定書が発行されて以来、日本はCO<sub>2</sub>などの温暖化ガスを削減する義務を負っていると同時に、排出権取引制度の枠組みに入っている。また2010年4月からスタートした東京都および埼玉県地球温暖化に関する条例では、省エネ法で規制を受けているよりも規模の小さな事業所を対象に総量削減義務と排出量取引制度が織り込まれている。国、自治体及び企業などはこれらの情報を早く公開することにより、それぞれのトップが早く適切に決断をして、政策に取り入れることができる。

## VI. 今後の対応

環境負債に関する情報開示例はまだまだ少ない。人命の安全が最優先であるがその安全対策にも予算の準備が必要である。またCO<sub>2</sub>の排出などを最小限に抑える地球環境を守ること、その次に経済の拡大振興策も重要である。まだまだこれらの情報公開とその研究が不足している。時々、優先順位を取り違えた議論、重要な情報を隠した情報があるが、我々は広く公平な情報を入手しながら、提言をしていきたい。

## 参考文献

- ・「企業会計基準第18号、資産除去債務に関する会計基準」企業会計基準委員会、2008年3月31日
- ・「改良土壌汚染対策法」環境省、2010年4月1日施行
- ・拙稿、「環境負債」第8回環境経営学会研究報告大会、2008,5,23
- ・拙稿、「環境負債研究委員会の活動と方向性」第9回環境経営学会研究報告大会、2009,6,5
- ・拙稿、「環境負債をめぐる最近の動き」第10回環境経営学会研究報告大会、2010,5,30
- ・藤井良広、2009年、「カーボン債務の理論と実務」、中央経済者
- ・山本卓、2011年、「企業不動産の会計と環境」、創成社

## プロフィール

「サステイナブル経営格付/診断の活用による企業経営の進化（5）環境分野」掲載  
環境経営学会理事、環境経営格付/診断環境部会長、格付評価委員及びリーダー（9年間）、環境負債研究委員会委員長、日本化学会環境・安全推進委員会幹事  
1946年東京生まれ、1969年早稲田大学理工学部機械工学科卒業、旭硝子（2006年退社）  
1994～2006年日本におけるフロン回収・再生・破壊技術およびシステムを構築、物質安全、環境、CSR関係の仕事に従事